

## オーファンワークス実証事業実行委員会会則

### (名称)

第1条 本会は、オーファンワークス実証事業実行委員会という。

### (事務所)

第2条 本会の事務所は、〒102-8559 東京都千代田区紀尾井町3番23号 文藝春秋ビル新館5階 公益社団法人日本文藝家協会内に置く。

### (目的)

第3条 本会は、「著作権者不明等の場合の裁定制度の利用円滑化に向けた実証事業」(以下、実証事業)を実施することを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業及び活動を行う。

- (1) 実証事業の企画の検討及び立案並びにその実施に関すること。
- (2) 実証事業の実施のために必要な資金の収集に関すること。
- (3) 実証事業の実施のために必要な各種手続きに関すること。
- (4) その他目的の達成のために必要な事務に関すること。

### (実行委員)

第5条 本会の実行委員は、本会の目的に賛同し、事業の実施に参画するための団体とする。

### (役員の種別及び選任)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 実行委員長 1人
  - (2) 幹事 1人以上3人以内
  - (3) 監事 1人
- 2 実行委員長、幹事及び監事は、実行委員の互選により定める。
  - 3 実行委員長、幹事及び監事は、これを兼ねることができない。

### (役員の職務)

第7条 実行委員長は、本会を代表し、業務を統括する。

- 2 幹事は、実行委員長を補佐し、業務を処理するとともに、実行委員長があらかじめ定めた順序により、実行委員長に事故あるときはその職務を代理し、実行委員長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 監事は、本会の事務を監査する。

(事務局)

第8条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、実行委員長が任免する。

(会議の種別及び権限)

第9条 本会の会議は、実行委員会及び統括会議とする。

- 2 実行委員会は、実行委員をもって構成し、統括会議は、実行委員長、幹事、事務局をもって構成する。
- 3 実行委員会は、この会則に別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要事項を決定する。
- 4 統括会議は、次に定める事項を決定する。
  - (1) 実行委員会の議決した事項の執行に関する事項
  - (2) 実行委員会に附議すべき事項
  - (3) その他実行委員会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(会議の招集、運営等)

第10条 会議は、実行委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、実行委員長もしくは実行委員長の指名した者が当たる。
- 3 会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。
- 4 会議の議決は、会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。

(事業計画及び予算)

第11条 本会の事業計画及び予算は、実行委員長が作成し、実行委員会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第12条 本会の事業報告及び決算は、実行委員長が作成し、監事の監査を経て、実行委員会の承認を受けなければならない。

(会則の変更)

第13条 この会則は、実行委員会の議決を受けなければ変更することができない。

(委任)

第14条 この会則の施行について必要な事項は、実行委員長が実行委員会の議決を経て別に定める。

附 則

この会則は、平成28年9月23日から施行する。